

千曲市こども・若者の居場所づくり応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、こども及び若者（以下「こども等」という。）が安心して過ごせる居場所づくりを推進するため、地域のこども等に居場所づくりを行う事業に対し、予算の範囲内で千曲市こども・若者の居場所づくり応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、千曲市補助金等交付規則（平成24年千曲市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象者は、市内に住所を有し、又は市内に通学するこども等を対象とした居場所の提供を行う団体等のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内において継続的に活動していること。
- (2) 会則等により組織及び運営に関する事項を定めていること。
- (3) 区・自治会に属する団体又は非営利の市民活動団体であること。
- (4) 政治的・宗教的活動又は営利活動を主目的とする団体（名称の異なる団体であつても、構成員が同一又は同一とみなされる団体を含む。）でないこと。
- (5) 活動内容が公の秩序及び善良の風俗に反しないこと。
- (6) 千曲市暴力団排除条例（平成24年千曲市条例第41号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団に所属し、又は暴力団員であるほか、暴力団又は暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する団体でないこと。
- (7) 当該事業に対して市から他の補助金の交付を受けていないこと。
- (8) 飲食を伴う事業を実施する場合は、食中毒予防、食物アレルギー等に配慮できること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、同一の事業を補助対象事業にできるのは、3年までとする。

- (1) 市内に住所を有し、又は市内に通学するこども等であれば、誰もが利用できるこども等の自主的な参加に向けた取組を行うこと。

(2) 市長が適当と認める市内の同一施設において、定期的（1回あたり2時間以上、おおむね1月に1回以上又は教育機関の長期休暇中におおむね2週間に1回以上）に実施すること。

(3) こども等の参加費が無料又は実費相当額以下であること。

(4) 支援が必要なこども等を発見した場合は、市や関係機関と連携すること。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費（こども等に提供するための経費のみとし、スタッフの打合せ等のための経費は除く。）、燃料費、光熱水費等）

(2) 役務費（通信運搬費、保険料等）

(3) 使用料及び賃借料（会場借上料等）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額とする。ただし、年度内3万円を上限とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 団体の規約（会則）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（実績報告）

第7条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 領収書又は支出を証する書類

(2) 事業の開催日、参加人数及び参加者の年齢又は学年を明記した書類

(3) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の概算払）

第8条 市長は、規則第15条第1項の規定により補助金を概算払により交付することができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。